

国際連合

総会

配布：一般

2013年7月29日

原文：英語

第68会期

暫定議事日程 53*

特別政治ミッションについての包括的再検討

特別政治ミッションに関する全般的な政策事項

事務総長報告書

要旨

本報告は、総会が事務総長に対して、特別政治ミッションの進化および傾向ならびに、国際の平和と安全の維持に関連し、国連の活動におけるその役割を含み、特別政治ミッションに関する全般的な政策事項に関する報告書を提出することおよびそれらの包括的な透明性と効果を高めるために勧告を行うことを要請した、決議 67/123 に従い提出される。

* A/68/150

I. 序

1. 紛争の中心には、しばしば、政治的な問題がある。したがって、国連の設立以降、政治ミッションが、国際の平和と安全の維持に対する国際連合のまさに中心であったことは、驚くことではない。1948年のフォルケ・ベルナドッテ伯爵の中東への派遣から、2013年のソマリアにおける国際連合支援ミッションまで、政治ミッションは、様々な形で、紛争予防、平和創造および平和維持において重要な役割を果たしてきた。

2. 他の主体と共同して、これらミッションは、歴史的な転換の時期を通じて、加盟国と共にあった：アフリカやアジアにおける脱植民地化および独立のプロセスの支援から、1990年代の中央アメリカでの内戦終了と平和構築への支援；2001年のアフガニスタンのボン合意の促進からネパールでの平和と民主主義への移行における支援；リビアでの約50年間での最初の選挙の準備の支援から、この時代における最も期待される章の幕をあけるソマリアの援助まで。

3. 1990年代には、これらミッションは特別政治ミッションとして、ひとまとめに知られるようになった。その後の20年間、特別政治ミッションは、数、大きさおよび実施が求められる職務権限の複雑さにおいて大きく発展してきた。これらの中心となる機能の多くは、国連の初期から派生したものであるが、今日これらミッションによって実行される任務の範囲は新しいものであり、加盟国は拡大する重要性について評価している。

4. 特別政治ミッションは、その機能的や役割と特徴において極めて多様であるものの、それらは、周旋、紛争予防、平和創造および平和構築において、加盟国を支援するために一定の期間に展開される、国際連合文民ミッションとして幅広く定義されうる。それらは3つのカテゴリーまたはクラスターに分類されてきた、すなわち、特使；制裁パネルおよび監視集団；並びに現地ミッションである。この区別は、本報告のために用いられる（より詳細な議論については第III節を参照のこと）。

5. 本報告は、総会への特別政治ミッションに関する事務総長による最初のテーマ別報告である。決議67/123に要請されていた通り、本報告は、その進化および傾向ならびに国際の平和と安全の維持に関連する国連の活動における役割を含む、特別政治ミッションに関する全般的な政策事項に関する情報を提供する。それはまた全般的な透明性と効果を高める勧告を含む。

II. 特別政治ミッションの歴史的進化

6. 「特別政治ミッション」という用語は1990年代になってようやく現れてきたものの、政治的機能を有する国際連合文民ミッションの歴史は、より過去に遡る。政治ミッションは、国際連合憲章の精神および文言の実行において、周旋、紛争予防、平和創設および平和構築機能を、国連の初期から行ってきた。ダグ・ハマーショルド事務総長および他の世界の指導者は「特別ミッション」または「国際連合の現地関与」として、これら展開に言及してきた。これらの初期の経験は、我々が今日目の当たりにする特別政治ミッションの強固な基盤を打ち立てた。

7. 政治ミッションの歴史的な進化は、3つの時代に区分される：第一期は、新しいミッションの構想（1948年—1960年代初期）；第二期は相対的に休止の状態（1960年代後期—1980年代後期）；そして再発見の第三期である（冷戦後）。この進化は、平和と安全を促進しまた維持する為に、国際連合による様々なメカニズムへの信頼の高まりというより広範な傾向の一部であった。平和維持の進化は、類似の歴史的な経路を辿った。

8. 国際連合の創設から1960年代の初期までの時期は新しいミッションの範囲の企画にとって恵まれた時期であった。新しい組織として、国際連合は、中東や南アジアでの紛争の仲介から植民地後の国家の独立への移行支援まで、国際社会が直面する、生じつつあった問題への対処を助けうる手段を構築しまたそれを洗練していくことが求められた。政治ミッションはこの時期に発展した手段の一つであった。

9. 1948年に、総会が国際連合休戦監視機構と共に任務を行うために、パレスチナに仲介者（フォルケ・ベルナドッテ伯爵）を命じた際に、最初の国連の仲介者が任命された。¹ それ以降、後任の事務総長は、総会または安全保障理事会の要請に基づいて、もしくは事務総長の周旋の職務権限の文脈で、高位の仲介者または他の使節による活動を、展開してきた。

10. この時期、国連はまた多くの現地ミッションも計画した。これには、1958年に総会によって設立された、ヨルダンにおける国連の現地関与のような、促進の任務を実行する小規模な政治事務所も含まれる。この目的は、「地域の進展を観察し、情報に精通し、地域の進展について十分に通知し続けること」と記された。² これらの初期の数十年は、とくに脱植民地化と自決の文脈において、政治移行を支援する為の大規模な文民の現地関与の展開を経験した。たとえば、1949年、総会は、政体の定式化と独立した政府の設立について、リビアの人々を支援する職務権限を与えられた、国際連合弁務官をリビアに設立した。³

11. 1960年代後半から冷戦の終結まで、国連は、新しい政治ミッションの計画を縮小した。これは、大部分、安全保障理事会および総会における意思決定を損なう冷戦の分断の結果であった。この2つの機関によって職務権限を与えられたミッションの数はこの時期に減少した。その後事務総長が、特使と周旋のミッションを頼りにし続ける一方で、大規模な現地の文民ミッションはほとんど展開されなかった。

12. この時期に創設された相対的に数少ないミッションの1つは、中東への特別代表であり、これは、現在の地域事務所の役割を予見する、明確に地域の職務権限を有するものであった。特別代表は、平和的解決を達成する目的で、地域において加盟国との接触を維持する為に1967年に任命された。彼は、政治および軍事助言者と共に事務所を設立し、その後の数年間、地域の首都およびその他の地域で往復外交に従事した。この事務所は1973年まで活動した。

13. 冷戦の終結は、国際社会がその共通の安全保障を、集団として維持する新たな可能性を生み出し

¹ 1948年5月14日 総会決議186（S—2）。

² 1960年3月25日、東京でのラルフ・バンチによる国際新聞編集者協会第11回総会での声明。

³ 1949年11月29日の総会決議289（I V）。

た。同時に、冷戦後の世界は、多くの地域での新しい内戦を含む新たな脅威の出現を経験した。冷戦後の政治の移行は、とりわけ選挙支援、憲法制定および法の支配等の分野において、国際連合の支援への高まる要求を生み出した。中米からアフリカまで、これら要求に応えるために、新しいミッションが加盟国を助けるために設立された。ミッションの背後にある概念は、完全に新しくはなかったものの、初期において国連によって展開された幾つかのモデルの再発見であった。

14. 1950年代に設立された、より小規模の政治事務所を思い返すと、国連はこの時期、幾つかの類似のミッションを頼りにしていた。ここには、総会の要請によって1993年に、事務総長によって展開され、アフガンの指導者たちの様々な展望を取りまとめ、また国際連合がどのようにして国民和解と再構築を最もよく支援できるのかについて彼らの考えを求める権限を与えられた、アフガン特別ミッションが含まれる。1993年にはまた、国際連合ブルンジ事務所が、和平と和解のイニシアチブを支援するために設立された。1995年には、類似のモデルが、「国民和解のために集う」⁴ことにおいてソマリアを支援する目的で、国際連合ソマリア政治事務所の設立に適用された。

15. ニカラグアにおける選挙プロセスを検証する国際連合監視ミッションや、ハイチにおける国際連合選挙検証監視集団のように、選挙支援が、1980年代と1990年代に展開された、幾つかの政治ミッションの中核であった。⁵ たとえば、国際連合・米州条約機構合同国際ハイチ文民ミッション(MICIVIH)、国際連合グアテマラ検証団(MINUGUA)そして後の、国際連合ネパール政治ミッション(UNMIN)などの展開を通じて、より多面的な職務権限を有するミッションへの依存への増加が、1990年代と2000年代には明らかとなった。

16. この時期に試行されたミッションのモデルの多様性は、それらがすべて成功であったことを意味しない。ある事例では、ミッションは、政治力学、当事者による責任の欠如、あるいはミッション自身の能力の低さなどの理由から、現地の状況にほとんど影響を与えなかった。しかしながら、この時期に生じた政治ミッションの多様なモデルは、我々が今日目の当たりにする特別政治ミッションのタイプを形成する際に、大いに役立ってきた。

17. 同時に、とりわけ職務権限の範囲と実行される活動の観点から、現在の特別政治ミッションと比較して、重要な違いがある。今日の眺望は、様々な文脈で展開される、ミッションの組織の構成員の広さおよび展開される機能について、これまで以上に多様である。特別政治ミッションの職務権限はより広くまたより複雑になっている。次節では、国連の活動における特別政治ミッションの現在の役割を論じ、過去20年間の進化がどのように、我々が今日目の当たりにするより広範なミッションに至ったのかについて示す。

III. 国連の平和と安全の活動における特別政治ミッションの現在の役割

⁴ S/PRST/1995/15.

⁵ 同時期の2つの平和維持活動も、職務権限の中核は選挙支援任務であった：それらは、自由かつ公正な選挙を通じての、ナミビアにおける初期の独立を確実にするために安全保障理事会によって設立された、国際連合ナミビア独立移行支援グループや国際連合カンボジア暫定統治機構であった。

周旋、紛争予防、平和創設と平和構築

18. 特別政治ミッションは共通の存在理由を共有する：紛争を予防し解決すること、および持続可能な平和を構築する為に加盟国と紛争当事者を支援することである。これこそが、これらミッションを「政治的」と定義づける中心となる機能である。

19. 紛争予防と仲介における特使の役割は、比較的よく知られている。使節は、緊張を緩和し紛争—国境紛争、地域紛争、憲政上の問題、選挙における危機および多数の他の問題—を解決する為に、また平和維持活動を含む、現地での国際連合の他の関与との密接な協力の下、和平会談を支援する為に、外交的な手段に伝統的に依存してきた。特使はしばしば多面的な役割を担ってきた。というのも彼らは国家の対話や政治移行など長期的なプロセスを支援することが求められてきたからである。イエメンでは、国連が紛争当事者間の直接の政治交渉を促し、それが移行への2年間の行程表の署名に至ったが、事務総長特別顧問は、現在では、女性の集団の参加を伴う、継続した包括的国民対話の重要な要素である行程表の実施においてイエメンの利害関係者に直接の支援を提供している。スーダンと南スーダンでは、事務総長特使は、包括的和平協定の未解決の側面について議論を促し、また現存の行き詰まりを解決する為に、アフリカ連合ハイレベル履行パネルと密接に協働している。そして新たに任命された太湖地域担当事務総長特使は、主な国際連合の仲介者として奉仕する最初の女性であり、地域の11の加盟国により2013年2月に署名された、コンゴ民主共和国および地域の平和、安全および協力枠組の履行の支援において、国際連合コンゴ安定化ミッション(MONUSCO)との密接な協力の下、主要な役割を担っている。

20. おそらくあまりよく知られていないものの同様に重要なのは、地域事務所および常駐政治ミッションによる紛争予防の任務である。国際連合地域事務所—西アフリカ、中央アフリカおよび中央アジアに存在する—は初期の脅威を特定し、緊張が加速化する前にそれを和らげるために、地域および準地域の機構、加盟国および他のパートナーと協働し、周旋および予防外交のプラットフォームの促進に努めている。ギニアでは、国際連合西アフリカ事務所(UNOWA)が、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)およびアフリカ連合と協力して、2009—2010年の間、軍から立憲的な支配への国の移行の促進において、主要な役割を果たした。国際連合中央アジア予防外交地域センターは、キルギスタンで、2010年の民族間暴力の勃発の後、直接の周旋を提供し、危機対応を支援した。このような事務所はまた、移行期の脅威に対する闘い—たとえば西アフリカでの麻薬取引や組織犯罪、あるいは中央アフリカでの神の抵抗軍との闘いなど—において国家および国家間の能力を強化し、また中央アジアでの、たとえば水とエネルギー問題に関する地域の議論と協力を促進する上で、主要な役割を果たした。

21. 国家特定のミッションは、すべて複雑な政治的または和平統合プロセスを伴い、また概して強力な周旋の役割を果たす。具体的には、これらミッションの核となる政治的機能は、(a) アフガニスタンやイラクのように、和解を促し；(b) 中東のように仲介と促進を行い；(c) レバノンやソマリアのように、様々な利益関係者との政治対話を維持し持続し；(d) リビアやシエラレオネのように、選挙支援を提供し、選挙に関連する暴力を予防する為の取組を支援し；(e) アフガニスタン、ギニア・ビサウ、中東のように、ドナーの支援を調整し資源を準備し；さらに(f) ブルンジ、リビア、シエラレオネやソマリアのように、国家の能力を強化し、また法の支配、治安部門改革、武装解除、動員解除お

よび社会統合などの成功する平和構築プロセスにとって極めて重要な国家の優先事項を支援する、などの任務を含む。

2.2. 特別政治ミッションに与えられた職務権限の複雑なセットの近年の例は、国際連合イラク支援ミッション（UNAMI）による幾つかの活動領域で達成された任務である。このミッションは、アシュラフ・キャンプからフリヤ・キャンプへの、そして第三国への、進行中の住民の再定住に関して重要な予防的な役割を果たした；すなわちシリア難民への人道支援のために資源の移動を支援し；イラク人権委員会の設立に貢献し；高まる政治的緊張の際には重要となる、様々な利害関係者との意思疎通の経路を維持し続けた。UNAMI はまた、イラクを、湾岸戦争以前の国際的な立場に回復することに効果的に近づける、イラク＝クウェートの関係の正常化および未解決の憲章第VII章下のイラクの義務の達成を促すために周旋の役割を用いた。

2.3. 展開された場所の文脈における政治的機能および要求を考慮すれば、特別政治ミッションは国際連合の重要な平和構築の手段となった。平和構築委員会の議題に関する6カ国のうちの4カ国、すなわちブルンジ、中央アフリカ共和国、ギニア・ビサウおよびシエラレオネに特別政治ミッションがある。国際連合のミッションと平和構築委員会の間には重要かつ進展しつつある制度上のパートナーシップがあり、この成功は、紛争後の復興への持続した対応を確実にするために極めて重要である。事務総長は、特別代表に対して、国際連合国別チームと現地での他の主体との協同の下、合意された平和構築の目的への国際的な支援を確立し、またこの課題を履行するために財政支援を動員する目的で、平和構築委員会の国別会合議長と密接に働くことを要請した。

2.4. その機能または構成に係らず、特別政治ミッションの間の共通の特徴は、職務権限の履行の全段階での国家の主体的取組の促進への集中である。彼らの任務は、女性の効果的な参加という包括的なプロセスを通じて、国家の主体のみが、持続可能な方法で、彼らの社会のニーズおよび目標に真に対応できるという認識に基づいている。国家の主体的取組を促進するために、ミッションは優先順位を設定し、現地の能力を強化しおよび共に合意した課題を履行するために国家の相手役と密接に働く。国際連合リビア支援ミッション（UNSMIL）の設立は好例である：UNSMIL は、リビア当局の要請により、当初は3か月展開され—その後また3か月更新された—その期間に国際連合、暫定当局と市民社会は、ミッションが提供する特定の範囲と支援の性質について審議した。このような協議が、最終的には、決議2040（2012）において安全保障理事会によって採択された職務権限の基礎を形成した。ネパールでは、UNMIN の職務権限と組織の形成における柔軟性により、ミッションは、包括的和平合意の下での軍備監視機能が、軍事要員ではなく文民によって実施されるという、受け入れ政府の優先事項に対応できた。

2.5. 特別政治ミッションは、国際組織犯罪と麻薬取引が、不安定さの主要な原因である環境でますます活動している。麻薬取引と組織犯罪によって煽られた政治的および犯罪的な暴力の度重なる繰り返しが、多くの国家で多大な脅威となり、平和構築の取組を損なっている。ソマリアやサヘルのように、ある場合には、組織犯罪とテロ集団の収斂の増加を目撃する。いくつかの特別政治ミッションは、問題のまさにその複雑さを十分に理解しながら、そのような脅威に対処することを支援する対応を発展させようとしている。たとえば、西アフリカでは、UNOWA が、地域の5の政治および平和維持ミッション、平和維持局、国際連合薬物犯罪事務所およびINTERPOL と共に、国際組織犯罪と違法な取引を抑制す

るために、地域において加盟国の能力を脅威することを目指した国際連合・ECOWAS のパートナーシップである、西アフリカ海岸イニシアチブを支援している。

26. たとえば、アフガニスタン、ギニア・ビサウ、リビアなど、いくつかの国別ミッションはまた、国際組織犯罪に対処する職務権限を有する。しかし、多くの国際連合のミッションは、技術的な専門性、戦略および活動上の指針や分析上の能力など、この分野において役割を担うためのより多くの手段が必要である。麻薬取引や国際組織犯罪と闘う国家のパートナーの支援における特別政治ミッションの取組にもかかわらず、このような犯罪活動によって生み出された市場の規模そのものは、ギニア・ビサウで見られたように、受け入れ国政府と国際連合のミッションの能力を妨げる。

27. 特別政治ミッションは、他の主体が従事できないまたはその意思がない場合に、複雑なまたは、外見上は手におえない課題に対処するために展開されることがある。そのような場合に、ミッションは、成功が全く保証されないとしても、重要な機能を担う。その効果は、当事者の公約、活動する政治的な場の存在そして安全保障の最小限の基準を含む、要因の範囲に依る。これなくして、特別政治ミッションはすべての目的を達成することができない。たとえば、シリア・アラブ共和国において、国際、地域と国内の同意の欠如が、国際連合およびアラブ連合の合同特別代表の最善の努力にもかかわらず、交渉による解決の邪魔になってきた。

28. しかしながら、成功の可能性が少ないとしても、国際連合による継続した政治的関与は重要である。関与し続けることで、好機が最少であったとしても、時に利用できる。安全の状況の改善と、国際連合が支援する連邦政府の設立が、1995 年以來、初めて、ナイロビからモガディシオにミッションを再配置することを可能とした、ソマリアの事例では確かにそうであった。しかしながら、国際連合に対する、2013 年 6 月 19 日の攻撃によって明らかなように、安全保障への脅威は残っている。

特別政治ミッションの現在の眺望

29. 現在、37 の特別政治ミッションがあり（完全なリストについては添付資料を参照のこと）、3 つの主な「クラスター」に分類される。

30. クラスター I は、周旋と仲介の機能を実行することを要請された、事務総長によるハイレベルの施設である。今日、11 のミッションがある。その大部分は、ミャンマー特別顧問のように、国連本部を本拠地とし、あるいは、太湖地域担当特使のように、現地を本拠地とする。多くは、たとえば、キプロス特別顧問、シリアへの国際連合およびアラブ連合共同特別代表やイエメン特別顧問のように、任務を行う国や地域に駐在する小規模の事務所を持つ。

31. クラスター II は、現在 11 ある、制裁パネルおよび監視集団である。5 つはニューヨーク、1 つはナイロビ、そして 5 つは現地を本拠地とする。監視チーム、集団、パネルは安全保障理事会の決議の履行を監視し、武器禁輸、資産凍結や渡航禁止など、しかしこれらに限定されない、安保理によって課された制裁について追跡し報告を行う。このような監視チーム、集団およびパネルの専門分野は、銀行業、融資およびそれに代わる送金制度；通常兵器と武装集団；関税、輸出管理及び渡航禁止の執行；情

報分析とテロリズム対抗措置；輸送；国際人道法と人権；天然資源；政治分析；そして大量破壊兵器の不拡散とその発射手段を含む。このようなチーム、集団およびパネルは、事務局が、行政および実質的な支援を提供しながら、関連する委員会（安全保障理事会の構成員により構成される）を通じて、安全保障理事会に報告を行う。クラスターIIの団体は、駐在する国際連合平和維持活動と特別政治ミッションを含み、加盟国と多様な範囲の他の利害関係者と協力する。

32. クラスターIIIは、地域事務所と特定国ミッションを含む、現地に本拠を置く特別政治ミッションである。現在、様々な組織と機能を持った15のミッションが世界中に展開している。これらのミッションのうち10がアフリカに、4が中東にまた1がアジアに本拠地を置く。その規模は、国際連合シエラレオネ統合平和構築事務所（UNIPSIL）のような小規模規模のミッションから、国際連合中央アフリカミッション（UNOCA）の地域事務所、UNAMI、国際連合アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）、や国際連合ソマリア支援ミッション（UNSOM）のような、国際的な軍が駐留している国に派遣されるより大規模な支援ミッションまでさまざまである。

33. 2013年6月に実施されている現地を本拠地とする特別政治ミッションは平均して約6年弱の期間存続している。現存のミッションのあるものは、しかしながら、職務権限が変更して、他の特別政治ミッションに取って代わるために設立された。⁶ もっとも長期間現地を本拠地とする特別政治ミッションは、1995年に設立され、2013年6月3日にUNSOMに取って代わられた国際連合ソマリア政治事務所であった。⁷ 37の現在のミッションのうち、33が安全保障理事会によって、また4が総会によって権限を与えられている。⁸

傾向

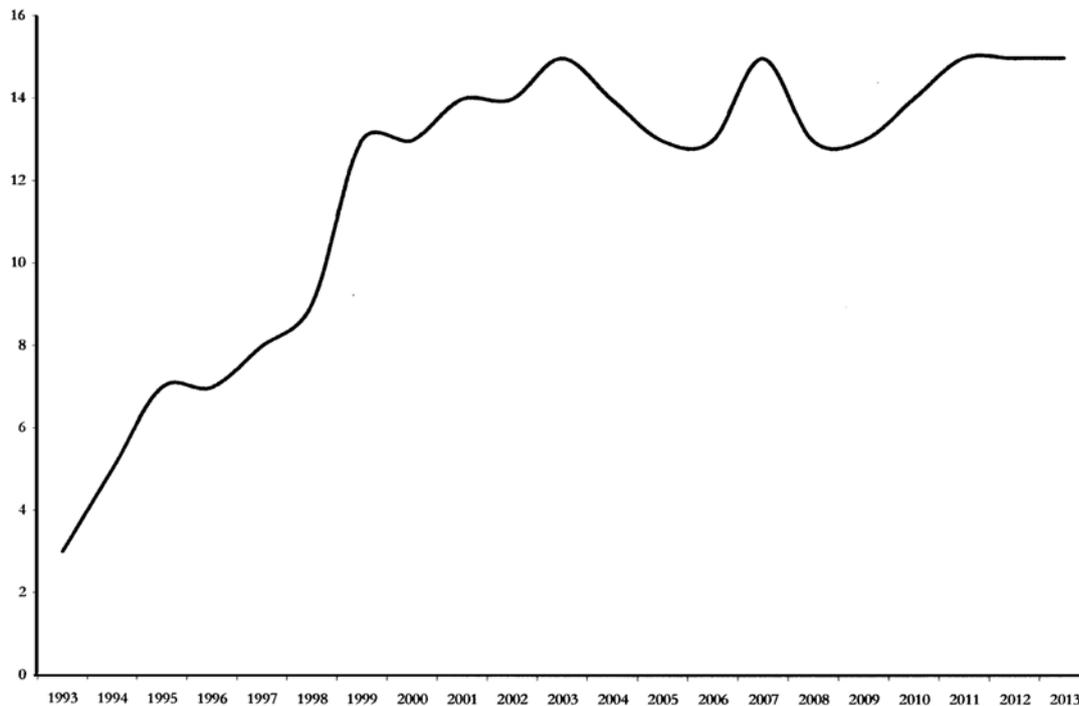
34. 過去20年の間、現地を本拠地とする特別政治ミッションは、目に見える3つの傾向によって特徴づけられる：全体数の増加、規模の拡大そして職務権限の複雑さの拡大である。

現地を本拠地とする特別政治ミッションの年ごとの数

⁶ たとえば、UNIPSILは、国際連合シエラレオネ統合事務所（UNIOSIL）（2005–2008）の後継；国際連合中央アフリカ共和国統合平和構築事務所（BINUCA）は、国際連合中央アフリカ共和国（BONUCA）（2000–2009）の後継；国際連合ギニア・ビサウ統合平和事務所（UNIOGBIS）は、国際連合ギニア・ビサウ平和構築支援事務所（UNOGBIS）（1999–2009）の後継；そして現在の国際連合ブルンジ事務所（BNUB）は、国際連合ブルンジ統合事務所（BINUB）（2008–2010）の後継である。

⁷ 中東平和プロセスの国際連合特別調整官事務所は、1994年に総会によって設立され、現地にとどまっている。

⁸ 総会によって権限が与えられたミッションは、ミャンマー特別顧問、シリアへの国際連合およびアラブ連合共同特別代表事務所、国際連合アフリカ連合事務所および、中東和平プロセスの国際連合特別調整官事務所である。最後の2つのミッションは、通常予算の特別政治ミッションのセクションから資金を供給されていないが、これらは他の特別政治ミッションと同様の機能を担い、また通常予算から完全にまたは一部、資金を供給されている。



35. 現地を本拠地とする特別政治ミッションの数は、過去 20 年間、着実に増えてきた（図を参照）。1993 年に、現地にはわずか 3 の政治ミッションしかなかった。この数は 2000 年には 12 に増加し、2013 年には 15 に達した。この拡大は、1993 年から展開された国別特別政治ミッションの半数以上がすでに解散しているという事実にもかかわらず生じた。⁹

36. 特別政治ミッションの数の増加は、歴史の一部にしか過ぎない。個別には、ミッションの職務権限は、主要な報告および監視の任務を有していた当初よりもはるかに一層複雑になってきた。とくに過去 10 年間、現地を本拠地とする特別政治ミッションは、人権、法の支配および紛争における性的暴力等の分野でのより広い職務権限のセットを伴う政治的な任務と結合して、拡大された規範的な課題に即して、明らかに多面的な活動となってきた。

37. 特別政治ミッションの規範的な課題が多分に拡大してきた分野の一つが、とりわけ、安全保障理事会決議 1325（2000）の採択以降の平和と安全における女性の役割である。多くの特別政治ミッションは、紛争解決および和平プロセスへの女性の参加を促進し、包括的な平和構築の任務にジェンダーの視点を組み入れる取組に関与してきた。

38. 1995 年には現地を本拠地とする特別政治ミッションが、平均して 2 つ以下の職務権限の分野を有していた一方、この数は 2000 年までには 3.5 に、そして 2013 年には、およそ 6 に増加した¹⁰。様々な分野別職務権限が徐々に普及していった。たとえば、治安部門改革と法の支配の職務権限を有する、現地を本拠地とする特別政治ミッションの割合は、1995 年にはなかったものの、2000 年には 30%

⁹ さらに、追加の 11 のミッションが、ほかの特別政治ミッションに移行した。

¹⁰ 職務権限の分野は広範なカテゴリーであり（たとえば人権、治安部門改革）、より特定された職務権限を与えられた任務を含む（たとえば、人権能力構築、監視、法的支援など）。

に、そして現在は 60%である。人権の職務権限も類似の傾向をたどる：現地を本拠地とする特別政治ミッションの 28%が 1995 年には人権関連の職務権限を有し、2000 年には 38%、そして現在では 60%である。

39. このより広範な職務権限を履行するために、特別政治ミッションは、現在、国連の様々な部分で構築された特別の専門性を有する。警察、法の支配、治安部門改革、武装解除、動員解除と社会復帰および地雷活動に関連する任務の数の増加により、一9の特別政治ミッションにはこの分野の専門家がいる一平和維持活動局内の法の支配および安全保障制度室は、国際連合開発計画と共に、主要なサービス提供者である。彼らの役割は、地球規模のフォーカルポイントの取極めの設立を通じて最近強化され、これによりミッションが本部一か所で調整できるようになった。国家支援計画がリビアに対して用意され、ソマリアについて進展してきている。同様に、選挙支援部門の政治部と国際連合人権高等弁務官事務所は、それぞれの分野において適した専門性を提供している。

40. 選挙支援の分野では、たとえば、選挙が孤立した、技術的な出来事ではなく、むしろ政治的な原動力でありプロセスの継続の一部であるという認識が高まってきた。したがって、国際連合選挙支援を、平和的な移行、良い統治、法の支配と人権の支援という他の活動と結びつけ、平和と安定を促進するより広範なアプローチの一つとして、企画する意識的な取組がなされてきた。

41. 特別政治ミッションも同様に、その構造の観点からより複雑になってきた。ミッションのあるものは、人口のより広範な範囲との連携を可能とするために、首都のみならず、関係国の主要な場所に展開される。ミッションのいくつかは、専門の分野においてまたは現地での国際連合以外の軍の主体と協力して、戦術的および技術的な助言を提供する、出向している軍や警察要員とより一緒に働く。たとえば、シエラレオネでは、国際連合警察が地方や地域で、地域の警察の指導者や、治安委員会に助言を行う重要な役割を果たしてきた。特別政治ミッションは、国家の平和構築の優先度を支援する授業を実施し、国レベルではより活動的であり、平和構築基金から直接に支援を得る能力から利益を受け始めた。

42. 特別政治ミッションの使用の増加は、とりわけ、2007年に現地支援部および法の支配および安全保障制度室を創設し、2008年に政治局を強化する、総会における決定という本部での変革と手を携えて進化してきた。政治局は、事務総長の周旋の実行における主要な活動の道具であり、最も特別な政治ミッションに実質的な支援を提供する。これらミッションの任務により支援を行うために、加盟国からの支援により、政治局は、仲介、選挙支援、学んだ教訓と最善の実践などの分野でのその分析能力と技術的な専門性を強化された。政治局はまた現地での政治的な任務に従事する他の主体とのパートナーシップをも強化してきた。その結果として、現地のミッションのニーズにより迅速かつ効果的に対応し、また主要な主体によるより一貫した政治的な従事を促進できるようになった。

IV. 主要な政策問題と課題

43. この節では、今日の特別政治ミッションのための最も関連する分野横断的及び分野別な問題のいくつかを考察する。決議 67/123 において要請されたとおり、全般的な政策問題に着目している。特別政治ミッションは、行政および予算的な事項に関連する重要な課題にも今でも直面しているが、これら

問題は第5委員会の権限内に属しており、特別政治ミッションの資金および支援の取極めの再検討に関する事務総長報告の主題である（A/66/340）。

地域および準地域機構とのパートナーシップ

44. パートナーシップは特別政治ミッションに付託された職務権限の履行の成功にとって重大である。憲章第VIII章の下、特別政治ミッションは国際の平和と安全を向上する地域および準地域機構と密接に活動している。このパートナーシップは、国際連合と地域のパートナーがそれぞれの比較優位を生かすことにより増加する効果があるという認識に基づいている。地域機構は、現地の状況との近接性と国家の利害関係者との強力なネットワーク故に、紛争を防止し政治移行を支持することにより、重要な役割を担う正当性と影響を有している。

45. 国際連合と地域機構との間の協力は、様々な形態をとりうる：UNSNMのように、地域によって主導される平和維持活動と並行して機能するミッション；国際連合中央アフリカ予防外交地域センター、UNOWA や UNOCA のように、紛争予防と仲介のための地域の能力を強化する権限を与えられた地域事務所；シリアへの国際連合およびアラブ連合同特別代表のように、事務総長および地域のパートナーにより任命された合同特使；中央アフリカ共和国統合平和構築事務所や中央アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）との間のように、ミッションと地域機構の間の日常の協力。

46. 国際連合と地域機構は、最近、協力を成文化し強化するいくつかの措置を取ってきた。正式な協力協定、共同ミッション、定期的な事務レベルでの会合と他のメカニズムが、より効果的な活動上の関係の構築を促すために実施されてきた。

47. 国際連合アフリカ連合事務所（UNOAU）の設立は、平和と安全の分野におけるより多くの調整と協力を可能にし、アフリカ連合と国連とのパートナーシップを多大に強化した。UNOAU はアフリカにおける、特定国特別政治ミッションと平和維持活動との密接な接触を維持し、安全保障理事会の理事国とアフリカ連合平和安全保障理事会の間の定期会合の開催を通じてを含み、共通の関心事項への国際連合—アフリカ連合の対応を調整することを支援してきた。

48. このようなパートナーシップは不可欠であるものの、それらには課題が絶えず付きまとう。ある例では、国際連合と地域機構には別個の優先事項、アプローチや課題がある。さらに、地域機構のあるものは平和と安全の活動に従事するが、責任の分野において課題に十分に対応できる能力や資源がない。他の場合には、国際連合は、紛争予防、平和創設や平和構築において、取組を主導する最善の主体ではない。このことは、地域のパートナーとの分業が、注意深く調整される必要があることを意味する。また、最善の実行と学んだ教訓の共有を改善し、そのような教訓を新しい状況に共に適用していく余地もある。とりわけ、協働と戦略的な調整が世界の多くの場所での危機に対する早期警報と早期対応において強化されうる。

システム全体としての一貫性

49. 特別政治ミッションとより広範な国際連合システムとのパートナーシップは、各紛争に内在する動因に対処し、持続可能な平和の構築において紛争から生じた国家を支援するために、安全保障と社会経済発展を結び付ける包括的なアプローチの履行にとって重要である。国際連合システム内の責任の区分を考慮すると、国内でのミッションと様々な基金、機関と計画の間の統合は国連の多様な部局の比較優位を最大化するための、統合された取組を必要とする。

50. 2008年に、事務総長は、ミッションと国際連合の国別現地チームの間の戦略的な協力の重要性を強調し、これを達成する重要な要因、すなわち合同評価および計画の手段と資源、および国連本部からこれらプロセスを支援する統合されたタスクフォースを特定する、フィールドミッションにおける統合に関する国際連合全システム政策を支持した。平和構築基金は、システム全体の一貫性を強化するメカニズムを用いて、特別政治ミッションが展開する国に1億7千万米ドルを分配し、これら取組を支援した。

51. 2008年にはまた、紛争からの復興の支援において、国連の各制度が担う重要かつ補完的な役割を確認して、事務総長は、世界銀行の当時の総裁と共に、危機および危機後の状況のための国際連合一世界銀行パートナーシップ枠組に署名した。このパートナーシップは、二つの制度の間の戦略レベルでの対話と危機および紛争後の文脈におけるより効果的な合同の対応を育成することを目的とする。多くの場合に、世界銀行は、すでに主要な対話者であり、平和構築活動の範囲に関与する特別政治ミッションのパートナーである。たとえば、イエメンでは、世界銀行は、国民対話プロセスを支援する事務総長特別顧問と密接に行動している。

52. 2013年5月には、世界銀行総裁と事務総長は、平和、安全保障および協力枠組の政治と安全保障の観点の履行が開発と密接に関連することを強調するために、太湖地域担当事務総長特使と共に、同地域への、歴史的な合同訪問を実施した。これまで達成された重要な進展にもかかわらず、強力な国連—世界銀行パートナーシップの潜在性をうまく利用し始めたばかりである。特別政治ミッションは、国際連合国別現地チームや平和維持活動と共に、この協力を次の段階へと動かす中心的な役割を担うであろう。

ミッション間の協力

53. 特別政治ミッションは職務権限の履行において他の国際連合のミッションと密接に機能する。3つの形の関係が特に関連する：(a) 特使と平和維持活動；(b) 地域事務所と地域における他のミッション；そして(c) 様々な国別特別政治ミッションと平和維持活動である。

54. 特使は、ある場合に、とくに平和維持と周旋の任務を区別する必要がある場合には、平和維持活動の任務を補完するために任命されてきた。この実行は、国連によって展開された一番最初のミッションに遡る：フォルケ・ベルナドッテ伯爵は国際連合休戦監視機構と密接に働いた；後に、1964年、安全保障理事会は、国際連合キプロス平和維持軍を設立したのと同じ決議において、事務総長に対して仲介者を任命することを勧告した。¹¹ 現在、平和維持活動と並行して活動する5名の特使がいる：キ

¹¹ 安全保障理事会決議 186 (1964年)

ブロス特別顧問、西サハラ個人使節、太湖地域担当特使、サヘル担当特使およびスーダンと南スーダン担当特使である。

55. 国際連合地域事務所は、平和維持活動であろうとまたは特別政治ミッションであろうと、地域に展開された様々なミッションと密接に協力する。西アフリカでは、UNOWA は、専門スタッフ間のミッション間会合および事務総長特別代表間の定期会合を通じてを含み、コートジボワール、ギニア・ビサウ、リベリアとシエラレオネのミッションと共に活動する。ECOWAS との主要な連絡係として、UNOWA は特定国ミッションとアブジャ間の架け橋として役立ってきた。中央アフリカでは、UNOCA は、神の抵抗軍によって影響を受けた地域において、国際的な人道、開発および平和構築支援の地域的戦略を発展させるために、BINUCA、MONUSCO そして南スーダン国際連合ミッション (UNMISS)、また UNOAU と地域的なパートナーと共に活動してきた。

56. 特定国特別政治ミッションと平和維持活動は相互に等しく機能している。この協力はしばしば国境を越えた問題にも着目する。たとえば、UNIPSIL、UNIOGBIS、国際連合リベリアミッション (UNMIL)、国際連合コートジボワール活動 (UNOCI) と UNOWA は、ECOWAS を支援して、西アフリカ海岸イニシアチブの履行に関与している (上記 25 項を参照のこと)。レバノンでは、国際連合レバノン特別調整官事務所と国際連合レバノン暫定軍が、ミッションの長と実質的なセクション間の密接な連絡、情報共有および経路の調整において、安全保障理事会決議 1701 (2006) の履行のために協働している。近年では、同じ国に、軍事的な職務権限と文民の職務権限が区別され、特別政治ミッションと平和維持活動が同時に展開される事例もある (MICIVIH、MINUGUA)。

不安定な治安環境における職務権限の実施

57. 過去 10 年間、特別政治ミッションは、不安定な治安環境においてますます活動を行ってきた。とくに 2002 年以降、UNAMA が設立された際、特別政治ミッションは、紛争中または紛争後の文脈とは言えない中で複雑な職務権限を行うことが求められてきた。現在、中央アフリカ共和国、イラク、リビア、ソマリアとイエメン、さらにアフガニスタンのミッションは、脆弱な治安環境の地域で活動している。

58. 治安環境は、職務権限を実施するミッションの能力に直接の影響を及ぼし、国際連合の要員の機能の遂行において、彼らの安全に悪影響を及ぼす。国家の主体的取組にその強調が与えられた場合に、特別政治ミッションは職務権限の履行のすべての観点において一政府および非政府双方の一国家の相手役と密接に働くことが期待されている。職員の移動が制限されるまで治安状況が悪化する場合には、その相互作用は、特に準地域のレベルに、制限される。

59. イラクでは、2003 年のキャナルホテルでの爆破のあおりを受けて、非常に制限された治安措置が実施され、政府と市民社会の協力者へのアクセス、移動と相互作用をひどく縮小した。同様に、アフガニスタンでは、与えられた任務と活動の実施において、現地関係者と関与する UNAMA の職員の能力が、治安上の懸念から、国家の様々な地域においてますます制限された。リビアでは、2012 年の治安情勢の悪化により、UNSMIL がベンガジの準事務所を含み、国の東部から職員を移転したが、これ

により、職務権限の重要な側面について、現地関係者と働くミッションの能力を妨げた。ソマリアでは、国内での新しい国際連合特別政治ミッションの設立は、治安上の手配が、個別の任務と配置のそれぞれの作成を可能とする、治安管理の選択肢について、強力、柔軟また多様な計画を必要とした。

60. 2009年に、国際連合治安管理の包括的な再検討の一部として、最高執行委員会は、治安管理における新しい戦略ビジョンを採択した。このビジョンは、極めて課題の多い状況においてできえ、管理された計画と活動の実施の支援を目的として、「任務終了時」から「駐留方法」という立場への国連のアプローチを変更した。この新しいアプローチは、「安全なくして計画なし」と「安全なくして資源なし」という原則に基づいている。¹²

61. 受け入れ国政府は国際連合の要員の安全について主要な責任を持つ。政府の能力が弱くあるいは欠如している場合に、特別政治ミッションは自由に使える治安メカニズムがほとんどない。特別政治ミッションが、多面的な平和維持や強制執行活動と共に活動している文脈においてできえ、このような軍はしばしば他の戦術的優先度があり、または国際連合の要員を保護する限定的な能力しか持たない。このようなことすべてが、国際連合ミッションによる実施の能力に影響を及ぼす。

移行と出口戦略

62. 国際連合による移行の概念は、変わりつつある要請と需要に対応して、現地における国連の現地駐留の構成の変更を意味する。国際連合の移行は、様々な方向で生じうる：平和維持活動から特別政治ミッションへ（ブルンジ）；特別政治ミッションから平和維持活動へ（リベリア）；平和維持活動から国際連合国別現地チームへ（東ティモール）；そして特別政治ミッションから国際連合国別現地チーム（ネパール）である。一般的に、国際連合国別現地チームが特別政治ミッションの展開前、展開中そして展開後に駐留する。特別政治ミッションの成功の持続性は、大部分、国際連合国別現地チームへの移行がどの程度上手く管理されているのかその程度に依る。

63. 移行期は、国際連合システム全体での計画と調整の向上を求めるので、とくに国連にとって課題となる。ミッションの縮小と撤退の文脈におけるシステム全体に及ぶ政策は、責任と意思決定の段階を決定する上で発展してきた。

64. 移行は様々な国際連合の構成の補完的な性質を強化する。最終的に、ミッションのタイプの選択は地方の要求と国家当局のニーズ、そして職務権限を与える機関の評価に基づく。シエラレオネとリベリアの事例は、国際連合の構成の様々なタイプを展開する能力が、どのように、国連に対して、個別に作られた対応を考案する柔軟性を提供したのかについて便利な事例を提供する。

65. 1999年に、安全保障理事会は、国内の治安状況の悪化から、平和維持活動として、国際連合シエラレオネミッション（UNAMSIL）を設立した。¹³ 安保理はその後、国家当局の回復と平和の統合

¹² 安全部門に関する事務総長包括的報告書を参照のこと（A/67/526）。

¹³ UNAMSIL およびその前任としての、国際連合シエラレオネ監視団（UNOMSIL）の展開前に、国際連合シエラレオネ政治関与が、特別政治ミッションとして、事務総長特使を通して行われてきた。

と特に連携した、平和維持の駐留の削減の基準を設立した。2005年に、事務総長はその基準の履行における多大な進展に留意し、未解決の課題は、より小規模な国際連合の形態で、紛争後の平和構築のために特につくられたものによって、最もよく対応できることを強調した。したがって、特別政治ミッションである、国際連合シエラレオネ統合事務所（UNIOSIL）が2005年に展開された。¹⁴ 2013年に、安全保障理事会は政府によって達成された多大な進展を歓迎し、ミッションが2014年3月31日に完全に撤退すること、これにより、国内での国際連合の構成を国際連合国別現地チームに移行することを決定した。

66. リベリアでは、国連は国の構成においていくつかの移行を遂げた。1993年に内戦を終了したコトヌ条約に続き、国際連合はすべての当事者による同条約の履行を監視するECOWAS監視集団と共に活動する、監視ミッションを展開した（UNOMIL）。監視ミッションの主な任務の履行の成功—1997年7月の選挙監視—の後、ミッションの職務権限は完了したと考えられた。リベリア政府と安全保障理事会との協議に基づいて、特別政治ミッションである国際連合平和構築支援事務所が1997年に設立された。この構成は、国民和解と平和統合を含む、紛争後の任務を支援することに適応した。しかしながらミッションはそのような目的に達する地域の利害関係者を最終的に支援できなかった。2003年に、治安状況が悪化した。治安関連の任務への要求を考慮して、安全保障理事会はその後、同国への多面的平和維持活動である、国際連合リベリアミッションを展開することを決定した。

67. 特別政治ミッションの形態変化の重要な要因は、職務権限の履行の成功と連携する、出口戦略である。これに関して、特別政治ミッションは、安全保障理事会や総会への報告を含み、職務権限の履行において達成された進展を定期的に報告する。現地を根拠とする4の特別政治ミッション—UNAMA、UNIOGBIS、UNIPSILとBNUB—は受け入れ国政府との密接な協議において、安全保障理事会によって採択された基準を持つ。最終的には、特定のミッションが成功裏にその目的を達成し撤退する準備ができているのかについての決定は一別の国際連合の構成への移行をもたらし—職務権限を与えた機関と受入国政府の評価に基づく。

知識管理と教訓の取得

68. 特別政治ミッションの文脈において、一成功と失敗の両観点から—多くの経験が蓄積されてきた。知識の管理はしたがって、経験を記憶し、現在のまた将来の活動に適用させる重要な手段となった。過去数年間、国連は特別政治ミッションの支援において制度上の教訓を改善し、教訓を確定した教訓を分析し、良い教訓を普及し、指針を発展させ、また訓練を提供することに多大な進歩を遂げてきた。より多くのことがなされなければならないが、このような標準化されたプロセスは5年前にはなかった。

69. 知識管理システムの創設は、事務総長特別代表が国際連合システム内で策定した良い教訓のストックにアクセスすることを助ける際に重要であった。それはまた、相互に同時に知識を共有する。たとえば、2012年12月に、国際連合中央アフリカ予防外交地域センターが5周年を記念した際に、政治局は3つの地域事務所の長が関与する教訓学習訓練を組織し、それにより、各地域における複雑な国境を越えた問題への対処をいかに助けるのか、また利用した周旋および平和創設の手段に関する覚書を比較

¹⁴ 安全保障理事会決議 1610（2005）。

できた。同様に、2009年には、国際協力に関する部およびセンターが、UNMINの経験から学んだ教訓を再検討する包括的なワークショップを企画した。

70. 2013年3月、政治局は、同様の課題に直面するフィールドミッションへの支援を改善する目的で、中央アフリカ共和国における危機に対応する詳細な再検討を実行した。危機は、政治および治安状況が悪化した場合に、特別政治ミッションが直面するいくつかの限界を強調した。BINUCAは、2013年1月にリーブルビル合意の署名に至った交渉の支援において手段となる役割を担ったが、同ミッションはECCAS、アフリカ連合および利害関係のある加盟国と共にその履行を確実にすることができなかった。最終的には、これにより当事者間の武力衝突が再開し、セレカ反乱軍によりバンギが掌握された。事務総長は、移行プロセスの地域および国際的な支援を策定するために、中央アフリカ共和国国際コンタクトグループを通じてを含み、様々なパートナーと密接に活動することをBINUCAとUNOCAに要請した。

71. とりわけ多くの活動上の要請が、国連本部において支援する特別政治ミッションと部局に置かれている状況を考慮して、制度上の学習の文化を創設することには、課題がないわけではない。同時に、内部の指針の策定は、活動のレベルでの職員が特別政治ミッションを支援するために必要な知識の枠組を有していることを確実にするうえで重要である。最近の事例は、2012年に用意された、特別政治ミッションスタートアップ指針であり、これは新しいミッションの展開に関して活動する職員にとって主要な参照文書となっている。さらに、現地活動における、統合された評価と計画、移行、人権に関する政策や、人権の相当な注意に関する政策など、いくつかの全システム政策が近年作成された。選挙支援部もまた国連システム全体に及ぶ一貫性と統一を確実にするために一連の選挙政策を策定してきた。

V. 成功要因と特別政治ミッションの透明性と効果を改善する勧告

72. 過去20年間の、特別政治ミッションに関して発展してきた経験や最善の教訓の一体は、いくつかの成功の重要な要因を強調してきた。これら要因は、ミッションの包括的な透明性と効果、とくに国家の利害関係者の支援において、複雑な職務権限を履行する能力に貢献する。

73. *国家の主体的取組*。特別政治ミッションは紛争を解決し持続可能な平和を構築する国内の取組の支援において機能する。国家の主体のみが持続可能な方法で社会のニーズと目標に対応できる。**特別政治ミッションは、優先順位を設定し、国内の能力を構築し、共通の議題を履行するために、国家の利害関係者と密接に活動し続けなければならない。**

74. *柔軟性*。紛争予防、平和創設および平和維持は事例ごとのアプローチを必要とし、また現地の動態性とニーズに十分に調和した、極めて多様な任務である。ミッションの構想へのお仕着せのアプローチは、現地での要求とかけ離れた過度に静態的な組織に至るであろう。**特別政治ミッションは、現地の文脈とニーズに合った形でつくられ、またそれらニーズに従い、進化できるように十分に柔軟でなければならない。**

75. *早期対応*。平和創設と平和構築のイニシアチブの、テンポの速い環境は、特別政治ミッションが

現地での変化に機敏に対応することを要求する。和平プロセスにおいて、些細な遅延であっても解決のための独自の好機を逃すことを意味する。紛争後の環境では、好機はあっという間に閉まってしまう。特別政治ミッションは、平和統合における長期の利益をえるために、迅速に実施されなければならない。

76. **比較優位を利用する。**特別政治ミッションにどのような文脈が適切なのか、またたとえば平和維持活動のように他の構造がより適切なのかを理解することが重要である。特別政治ミッションには限界があり、国際の平和と安全に対するすべての種類の脅威に対応するために設計されていない。様々な国際連合の構造の各々の比較優位が、現地の状況および国家の当局のニーズに照らして評価されなければならない。

77. **パートナーシップ。**地域および準地域機構とのパートナーシップは特別政治ミッションの成功にとって重要な手段である。これらパートナーシップの強化は、国連の主要な優先事項であり、現地の事務総長特別代表の主要な関心事である。要請された場合には、国際連合は能力構築を提供した地域のパートナーに技術支援を提供する準備をしておかなければならない。

78. **システム全体の一貫性。**特別政治ミッションに付与された複雑な職務権限の分野横断的な性質を考慮して、本部及び現地の両方において統合されたまた一貫した国際連合の対応は、ミッションの成功にとって重要である。我々は、政治の任務と安全保障を長期の開発の課題と結びつけ、統合された高度の国際連合の対応を実施するために国際連合のミッションの能力を強化し続けなければならない。

79. **加盟国との対話。**紛争予防、平和創設と平和構築における特別政治ミッションの重要性を考慮すれば、加盟国との対話は、成功にとって必要不可欠である。特別政治ミッションに関する詳細な情報は、安全保障理事会に対する事務総長の定期報告、また総会の第5委員会への報告に示されている。我々は、総会決議 67/123 において要請されたように、加盟国との密接な協働を促進するために、特別政治ミッションに関連する包括的な政治事項に関する、定期的な包括的かつ相互作用の意見交換を確実にしなければならない。

80. **結論として、**特別政治ミッションは国際の平和と安全の維持にとって必要不可欠な手段となった。それはまた事務総長の周旋の最も明らかな表明でもある。それらが、複雑かつまた時には不安定な環境において展開されるので、成功を達成することはしばしば困難である。しかしながら、ミッションの記録そのものが物語る：ミッションは、緊張関係を和らげ、紛争の瀬戸際を防ぐために国家を助け、持続可能な平和を構築する国家の取組を支援する。

81. 特別政治ミッションが実施することを求められている広さと複雑さを考慮すると、加盟国の強力な支援がミッションの効果の極めて重要な要素であり続ける。

82. 平和、安全、開発の支援における困難な状況の下でしばしば活動する、特別代表および特使、またこれらミッションに奉仕する、勇気ある国際連合の職員に感謝を示したい。

添付資料

国際連合特別政治ミッション（2013年7月1日現在）

特使

1. キプロス担当事務総長特別顧問
2. 太湖地域担当事務総長特使事務所^a
3. ミャンマー担当事務総長特別顧問
4. ジェノサイド予防担当事務総長特別顧問
5. サヘル担当事務総長特使事務所
6. スーダンおよび南スーダン事務総長担当特使事務所
7. シリアへの国際連合およびアラブ連合同特別代表事務所
8. 西サハラ担当事務総長個人使節
9. イエメン担当事務総長特別顧問事務所
10. 安全保障理事会決議 1559（2004）の履行に関する事務総長特使
11. ジュネーブ国際討論担当国際連合代表

制裁パネルおよび監視集団

1. ソマリアおよびエリトリア監視グループ
2. コートジボワール専門家集団
3. コンゴ民主共和国専門家集団
4. 朝鮮民主主義人民共和国専門家パネル
5. イラン・イスラム共和国専門家パネル
6. リベリア専門家パネル
7. リビア専門家パネル
8. スーダン専門家パネル
9. アル・カーイダおよびタリバーン並びに関連する個人と団体に関する安全保障理事会決議 1526（2004）に従い設立された分析支援制裁監視チーム
10. テロ対策委員会事務局
11. （すべての大量破壊兵器の不拡散に関する）安全保障理事会決議 1540（2004）に従い設立された安全保障理事会委員会への支援

現地ミッション

1. レバノン国際連合特別調整官事務所
2. 中東和平プロセス国際連合特別調整官事務所^b

^a 2013年12月31日まで「不測の」口座により資金提供される。

^b 通常予算から資金提供されたが、技術的には、特別政治ミッション予算分類の一部ではない。

3. 国際連合アフガニスタン支援ミッション
4. 国際連合イラク支援ミッション
5. 国際連合ソマリア支援ミッション
6. 国際連合中央アフリカ共和国統合平和構築事務所
7. 国際連合ギニア・ビサウ統合平和構築事務所
8. 国際連合シエラレオネ統合平和構築事務所
9. 国際連合ブルンジ事務所
10. 国際連合中央アフリカ事務所
11. 国際連合西アフリカ事務所
12. 国際連合アフリカ連合事務所^h
13. 国際連合中央アフリカ予防外交地域センター
14. 国際連合カメルーン＝ナイジェリア混合委員会支援
15. 国際連合リビア支援ミッション